

(四) 慰勞賞與改善ノ件

II (一) 職外工操縣工務課迄着ノ件

二、三ノ質問應答アリタル所共

(結果)

案ナリ

マ留ルチスル必メテ留置シ要スルハ本家ニ發出スル大  
日食、四半以十半以テニ日給十五日食ノ以テ支拂を受  
(三) 県外無職年當八一マ半以十四マ半以テ置替各ニ日給十  
出スル大案ナリ

ハ以テ、スレ本給ニ轉入ノノ費テ留置師之類々、本家ニ出  
ハ自食等ノ工給ヲ八日給ニ度々ニ留置師ニ轉與サレ、留  
置費亦出來ルイ等ハ本家ニ出置スル大案ナリ、  
置ニ出メ、郷工ヲ參與サシメ、料ニシタマハ、應當ナリ

相國法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

(ハ) 勤勉賞與改善ノ件

(二) 工程者退職ノ際總テノ支給ハ在職中ノ最高給ニテ支給  
ノ件

(ホ) 昇給制度確立ノ件

(ヘ) 組合公認ノ件

以上東京官業労働組合提案

右六案ヲ一括上提委員附託ト爲ス事ヲ議長ヨリ提議滿場一

致承認ヲ得スルニ決メタリ

議長ヨリ委員ノ指名アリテ委員ハ別室ニ於テ審議ノ結果次  
ノ如ク報告シタルニ依リテ決定スルニ決メタリ

(イ) 號議案ニ雜役工諸日給ヲ一圓二十錢トシ、二圓以上ニ  
以テ、一年十錢以上昇給スルコトヲ議決スルニ決メタリ

(ロ) 號議案ハ一年年々四季ニ分チ、一期ヲ三ヶ月トシ、甲